

<身体基準>

- ① 次に定める身体の基準に該当する者。ただし、女子については、
()内数値の基準に該当する者。
- ア 身長が概ね160(155)センチメートル以上
- イ 体重が概ね50(45)キログラム以上
- ウ 胸囲が身長の概ね2分の1以上
- ② 視力は、両眼とも0.3以上又は0.1以上で矯正視力が1.0以上あり、かつ、色覚が正常であること。
- ③ 聴力は、2メートルの距離において低語が聴取できること。
- ④ 言語明りょうで、十分発声ができること。
- ⑤ 身体健全で四肢機能が正常であること。
- ⑥ 精神機能及び神経系統に異常がないこと。
- ⑦ 結核性疾患、伝染性疾患及びその他の疾患がないこと。

※ 次のいずれかに該当する方は受験できません。

- ・日本国籍を有しない方
- ・地方公務員法第16条に定める欠格事項に該当する方